

令和元年度香川県募集型企画旅行（個人型）商品造成・販売等事業委託業務（関西圏）に係る企画提案方式（コンペ方式）による公募について（公告）

次のとおり企画提案方式により受託者を公募します。

令和元年6月7日

公益社団法人香川県観光協会 会長 三矢 昌洋

1 目的

関西圏からの観光客をターゲットに、1泊2日以上の旅商品を作成・販売し、香川県の観光地の魅力発信と年間を通じた継続的な観光客の周遊を促進することで、交流人口の拡大を図ることを目的とする。

2 公募に付する事項

- (1) 委託業務名 令和元年度香川県募集型企画旅行（個人型）商品造成・販売等事業委託業務（関西圏）
- (2) 委託期間 契約締結の日から令和2年3月31日（火）まで
- (3) 契約限度額 1,150,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）
※消費税率は、8%とすること。消費税率の引き上げに伴い、委託契約に変更が生じる場合には、金額確定後に変更契約を行う予定。
- (4) 委託業務の内容 令和元年度香川県募集型企画旅行（個人型）商品造成・販売等事業委託業務（関西圏）仕様書のとおり

3 応募資格

委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する法人・団体で、次に掲げる要件をすべて満たす者としてします。

ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人・団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある法人・団体は、委託事業の対象者とはしないものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (4) 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納していない者
- (5) 業務実施に必要な実績、ノウハウを有しており、人員・組織体制が整っている者

4 応募方法及び応募資格要件の確認結果の通知

(1) 応募意思表明書(様式1-1)及び応募者概要書(様式1-2)を作成し、公益社団法人香川県観光協会(以下「協会」という。)に持参又は郵送(期限内必着)により提出してください。

【受付期間】令和元年6月7日(金)から令和元年6月17日(月)まで
(土・日曜日、祝日を除く。)

【受付時間】8:30~12:00、13:00~17:15

(2) 応募意思表明書を提出した者全員に対し、令和元年6月19日(水)までに応募資格の確認結果を書面で通知します。

(3) 応募資格要件に適合した者に限り、企画提案書かがみ(様式2-1)と企画提案書(任意様式)を提出することができます。

企画提案書は、協会に持参又は郵送(期限内必着)により提出してください。

【受付期間】令和元年6月19日(水)から令和元年7月8日(月)まで
(土・日曜日、祝日を除く。)

【受付時間】8:30~12:00、13:00~17:15

【提出書類】①企画提案書かがみ(様式2-1) 1部

②企画提案書(任意様式) 8部

(添付書類)

・見積書(様式2-2) 8部

・詳細の分かる参考資料(※必要に応じて) 8部

※企画提案書、見積書及び詳細の分かる参考資料については、原本となる

1部を除き、法人名、所在地、代表者印等法人・団体が特定できる情報を記入しないこと。

5 説明会

企画提案を実施するにあたり、説明会は開催しません。

6 失格事由

提出された企画提案書が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格になります。

①提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。

②提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が公募公告で示した要件に適合しないとき。

③提出書類に虚偽又は不正があったとき。

④提案の見積金額が契約限度額を上回るとき。

7 質問の回答方法

質問については、公募開始日から令和元年6月25日(火)17時15分まで文書等(Fax可)で受け付けます。(任意様式)

なお、回答については、令和元年6月27日(木)17時15分までに、応募資格に適合する者全員にFaxにて回答します。

また、下記12の場所において閲覧に供します。

8 選定方法

応募の受付期間終了後、応募資格要件に適合した者を対象として、企画提案書の提出を求めます。この企画提案書について、選定委員会において審査の上、契約の予定者を選定します。

なお、審査基準の下限の点数を1者も満たさない場合には、採用者なしとします。

9 審査基準

審査は、選定委員会において、評価項目に基づき企画提案書に記載された内容を書面審査し、最も優れた企画提案を選考します。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料を求めることがあります。

選考結果は、各応募者に通知します。

(1) 評価項目及び配点基準

| 区分 | 評価項目 | 配点 |
|------------|----------------------------------------------------------------------|-----|
| 企画提案の優位性 | 本業務の目的及び内容等の理解が高く、ターゲット及びコンセプトを明確にし、送客目標が達成できるような魅力的な旅行商品の提案になっているか。 | 40 |
| | 旅行商品の販売・管理が適切に行われるか。 | 20 |
| 企画提案の実現可能性 | 業務遂行体制や実施計画及び実施スケジュールが実現可能か。 | 30 |
| | 提案内容に対して、妥当な経費が示されているか。 | 10 |
| 合計 | | 100 |

(2) 選定基準

①各選定委員の得点を合計したものを企画提案者の得点とし、得点が最も高い者を受託候補者に選定します。

②参加者が1名になった場合でも審査を行い、選定委員会で基準を満たしていると判断した場合は、受託候補者を選定します。

(3) 下限の点数の設定

企画提案書の得点(全選定委員の合計得点の平均)の下限の点数として60点を設定します。この点数を満たす企画提案書がないときは、採用者なしとします。

10 企画競争実施要領

令和元年度香川県募集型企画旅行（個人型）商品造成・販売等事業委託業務（関西圏）実施要領のとおり

11 その他

(1) 提出された企画提案書は返却しないこととし、提出後の修正は認めません。

(2) 企画提案書は、必要な範囲において、複製することがあります。

(3) 企画提案書の著作権は当該企画提案者に帰属しますが、採用された企画提案書の使用権は協会に帰属することとします。

(4) 採用者決定後は、採用者は協会と十分に協議しながら当該業務を決定することとし、この過程において、企画提案の一部を修正又は変更する場合があります。

(5) 企画提案書及びその他の提出書類の作成等に要する経費は、提案者の負担とします。

12 応募・照会先

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号（県庁東館5階香川県観光振興課内）
公益社団法人香川県観光協会 担当者：平井、長尾
TEL:087-832-3361
FAX:087-835-5210

13 スケジュール

| | |
|-------------|-------------------------|
| 6月 7日（金） | 公告開始 |
| 6月17日（月） | 公告終了 |
| | 応募意思表明書受付締切り |
| 6月19日（水） | 応募意思要件の確認結果通知・企画提案書受付開始 |
| 6月25日（火） | 質問の受付締切り |
| 6月27日（木） | 質問への回答及び閲覧 |
| 7月 8日（月） | 企画提案書受付締切り |
| 7月10日（水） 予定 | 審査 |
| 7月16日（火）以降 | 審査結果通知・契約締結 |